

日本国憲法が76年経たずして施行76年。憲法への自衛隊明記や緊急事態条項といった改憲議論、安全保障、家族と個人の切り方などの課題について、憲法学者の早稲田大大学院教授に聞いた。(共) 岡田 直樹(文芸春秋)



はせへ、やすお 1956年広島市生まれ。東京大教授、ニューヨーク大客員教授などを経て、2014年から早稲田大大学院教授。専門は憲法学。日本公法学会理事も務める。近刊は「歴史と理性と憲法と」(憲法 第8巻)、「憲法講話 24の入門講義」など。

長谷部 恭男 早稲田大大学院教授に聞く

きょう憲法施行76年 課題は

「衆議の憲法審議会では、自衛隊を明記する案が議論されてい

「政府は憲法5条の下の自衛隊の存在は認められると認めているが、自衛隊は外国の軍隊とは異なる日本独自の組織なので、自衛隊を自衛隊として認めるべきだ」というのが憲法学者の意見だ。

「自衛隊は外国の軍隊とは異なる日本独自の組織なので、自衛隊を自衛隊として認めるべきだ」というのが憲法学者の意見だ。

自衛隊明記 必要性が不明

「他国と同じく自衛隊を明記する必要がある」というのが、憲法学者の意見だ。

「自衛隊は外国の軍隊とは異なる日本独自の組織なので、自衛隊を自衛隊として認めるべきだ」というのが憲法学者の意見だ。

「自衛隊は外国の軍隊とは異なる日本独自の組織なので、自衛隊を自衛隊として認めるべきだ」というのが憲法学者の意見だ。

「自衛隊は外国の軍隊とは異なる日本独自の組織なので、自衛隊を自衛隊として認めるべきだ」というのが憲法学者の意見だ。

独立組織介入は立憲破壊

「イギリスのシステムでは、最高裁判所が憲法を解釈する」というのが、憲法学者の意見だ。

「自衛隊は外国の軍隊とは異なる日本独自の組織なので、自衛隊を自衛隊として認めるべきだ」というのが憲法学者の意見だ。

家族でも個人尊重明確に

「新憲法草案は、個人尊重を明確にしている」というのが、憲法学者の意見だ。

「自衛隊は外国の軍隊とは異なる日本独自の組織なので、自衛隊を自衛隊として認めるべきだ」というのが憲法学者の意見だ。